



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

2013年6月20日

第3回ミャンマー法セミナー（於：セドナホテル）

弁護士法人キャスト（日本）
村尾龍雄律師事務所（香港）
弁護士・税理士 村 尾 龍 雄

キャストコンサルティング（上海）有限公司
中国注册会計師 永 田 麻 耶

1、総論

ミャンマー税法上、会社法により設立される会社と外国投資法により設立される会社には、徴収される税金の種類及び税率に対して、二重の基準は存在しないが、外国投資法により設立される会社には、以下のとおり一定の要件のもとで優遇税制が認められている。

- ① 設立後5年間所得税免除
- ② 再投資の場合の所得税免除
- ③ 特別償却
- ④ 輸出の際の企業所得税の軽減
- ⑤ 個人所得税を計算する際の居住者税率の適用
- ⑥ 建設期間中の輸入設備の商業税及び関税の免除
- ⑦ 事業開始以降3年間における輸入材料に関わる関税及び商業税の免除
- ⑧ 投資拡大による輸入設備、材料の関税、商業税免除
- ⑨ 輸出商品の商業税の免除。

外国投資法【¹】及び外国投資法規則【²】における税金免除及び税額控除に関する規定は以下のとおりである。

【外国投資法第12章】（免除及び税額控除）

27. 委員会は、国家内に外国投資を促進する目的で、投資家に次の税金の免除又は税金の

¹ 2012年 連邦議会法律 番号21

² 国家計画及び経済発展省通知書番号：11/2013

※ 外国投資法及び外国投資法規則の日訳はキャストミャンマービジネスサイトより無料でダウンロード可能です。[\(http://www.cast-group.biz/myanmar/\)](http://www.cast-group.biz/myanmar/)



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

税額控除のうち第 (a) 号に含まれる税金の免除又は税金の税額控除を許可しなければならない。これに加えて、残りの税金の免除又は税金の税額控除の 1 つ若しくは 1 つを超える、又は全ては、申請されるならば、許可されることできる。

(a) 商品の製造又はサービスのためのいかなるビジネスに対しても商業規模の開始年度を含めて連続する 5 年の期間、所得税の免除。さらに、連邦に対して利益がある場合、投資が行われたビジネスの成功により、適切な期間の税金の免除又は税額控除。

(b) 再投資のための留保基金として維持されたビジネスから生じる利益で、そこから 1 年以内に再投資された場合についての所得税の免除又は税額控除

(c) 所得税評価の目的でビジネスに用いられる機械、設備、建物又はその他の資本資産に関して、連邦により規定される償却を控除する比率として計算した後に、利益から償却を控除する権利

(d) 製造業により製造された商品が輸出されるならば、当該輸出から生じる利益について 50% を上限とする所得税の税額控除

(e) 連邦内に居住する市民に適用される比率で外国人の所得について所得税を支払う権利

(f) 連邦内で実際に必要とされ、実行される調査及び開発のビジネスのために生じる評価可能な所得からの費用を控除する権利

(g) 損失を蒙った年から連続する 3 年を上限として個々のビジネスについて第 (a) 号に含まれる所得税から免除又は税額控除の享受後、連続する 2 年以内に実際に蒙った損失を持ち越し、相殺する権利

(h) ビジネスの建設期間中に実際に使用する必要があるとして、ビジネスで使用される輸入される機械、設備、器具、機械の構成部品、予備部品及び原料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除

(i) ビジネスの建設の完成後の最初の 3 年間で製造のために輸入される原材料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除

(j) 投資額が委員会の認可を得て増加し、かつ、もとの投資ビジネスが許可された期間に拡大したならば、拡大されたビジネスに使用するのに実際に必要であるとして輸入される機械、設備、器具、機械の構成部分、予備部品及び原材料について、関税若しくは内国税、又はその双方の免除又は税額控除

(k) 輸出のために製造される商品にかかる商業税の免除又は税額控除

【外国投資法規則第 14 章】 (免除及び税額控除)

92. 投資家又は発起人は、外国投資法第 12 章、第 27-b から k までにより定められる税金の免除及び税額控除の 1 つ、1 つ以上、又は全ての権利を享受するため、委員会に税金の免除及び税額控除様式 10 で申請できる。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

93. 投資家又は発起人は、規則番号 92 のとおり免除又は税額控除を申請する場合、委員会は必要に応じ、精査を行って許可しなければならない。精査には、必要な証拠、書類などを投資家、発起人、関連する政府部門、組織、又はその他関連するビジネス団体に要求して調査しなければならない。
94. 製造業又はサービス業の収入が発生する開始日を次のように規定することにする。
- (a) 輸出にかかる製造業では、運送書類、航空便請求書又は同様の国際貿易で使用されている証明書に記載のある日は、建設完成日より 180 日を超えてはならない。
 - (b) 国内で販売する製造業では、最初の収入発生日は、建設完成日より 90 日を超えてはならない
 - (c) サービス業では、ビジネス開始日は、建設完成日より 90 日を超えてはならない。
95. 投資家又は発起人は、規則番号 94 により自らの製造業又はサービス業の収入が発生する開始日を委員会に収入発生開始報告様式 11 で提出しなければならない。
96. 委員会は、税金の免除又は税金の税額控除の申請を受ける場合、発起人又は投資家の申請書に基づき精査し、ビジネスの開始日を許可することができる。許可する場合、税金の免除又は税金の税額控除の種類及び期間を定めなければならない。許可したことを発起人又は投資家及び関連する政府部門、組織へ連絡しなければならない。

また、外国投資法による会社設立の場合に必ず発生する税金として、所得税(所得税には法人税及び個人所得税が含まれる。)^{【3】}、商業税(Commercial Tax)^{【4】}がある。関税及び輸入ライセンスフィーは輸入時に発生し、印紙税は印紙税対象の課税文書に対して発生する。

このほか、ミャンマーにおける税金は、法律上定められるその全てが徴収されるべきではあるが、実務では徴収されていない場合もある点に注意を要する。この点、利益税(profit tax)については、昨年より税金の一本化を理由として徴収中止となった。

利益税は従前、個人事業に対して課税されるものであった。現在は所得税及び利益税の選択は以前可能であったが、最終的な判断は税務局によるものとされていた。

³ 所得税法：1974 年、2012 年 4 月 1 日付一部改正。連邦ミャンマー革命評議会 法律番号 - 7 (※所得税法は現在翻訳中のため、セミナー参加者の皆様には別途メールで送付させていただきます。本レジュメにおける日訳部分は仮訳となります。)

⁴ 商業税法：国家法秩序回復委員会法 No. 8/90 (1990 年 3 月 31 日)「添付資料」。なお、商業税法は、1991 年商業税法修正法、2006 年商業税法修正法、2011 年商業税法修正法による修正を受けて今日に至る。修正箇所については、添付資料商業税法(和訳)脚注に指摘する。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

2、所得税 The income tax—法人税

(1) 課税対象及び税率

居住者【⁵】の課税対象及び税率：全世界所得／25%

非居住者の課税対象及び税率：ミャンマー国内所得【⁶】／35%

※ ただし、キャピタルゲインについては分離課税となり、居住者 10%、非居住者は 40%の税率が適用される。

(2) 申告

- 課税年度 4 月 1 日－3 月 31 日

年度終了後 3 ヶ月後の 6 月末までに申告を行う。

※ ただし、キャピタルゲインについては、取引日から 30 日以内に申告する必要がある。

- 過少申告がある場合の遡及期間

虚偽による場合は遡及期間に制限がなく、上記以外の場合は 3 年間である。【⁷】

- 虚偽申告の罰金：本税の 50%【⁸】

⁵ ミャンマーでミャンマー会社法及びその他現行法により設立された会社を指す。

⁶ 所得税法 26 条

(a) 非居住者である外国人は次のいずれか的手段により所得を得た場合、当該所得はミャンマー国内で得た所得とみなされ、相応たる所得税が査定されなければならない。

(1) ミャンマー国内の資産から得た所得 (2) ミャンマー国内源泉所得

(b) その非居住者（外国人）の代わりである代理人に、この所得のため所得税を課税することができる。また、未納税などをミャンマー国内にある、又はミャンマー国内に有していた、非居住者（外国人）が所有する資産から課税することができる。

⁷ 所得税法 21 条

(a) ある者が虚偽の目的により、この法律により査定された税金を免れた所得につき、査定または再査定する必要があると判明した場合、関連査定年度終了後、いつでも、査定又は再査定することができる。

(b) (a) 項に該当しない場合には、上記査定または再査定は、以下の事項終了後 3 年間以内のみ行うことができる。

(1) 所得税が課税されるべき所得が査定から免れた。

(2) 所得の査定が過少であった。又は

(3) 査定の税率が過小であった。

(4) この法律により実際許可されるべき金額を超えた減税が認められた。

⁸ 所得税法 第 47 条

(a) ある者は、自らの所得を虚偽申告したこと、又は所得に関連する情報を隠蔽したことが、郡区税役員により判明した場合、定める期間内に、全てを明らかにする許可をしなければならない。

(b) この者が許可する期間以内、全てを明らかにする場合、総所得について納税すべき税金に加え、隠蔽により追徴される税金の 50%に相当する罰金も納入しなければならない。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- 子会社がある場合の課税方法
連結課税しない。

(3) 減価償却

所得税を計算する際の減価償却費は、定額法による。固定資産の種類により償却年数が定められており、残存率はゼロとされる。

固定資産の種類	償却年数
・工場建物	構造により 10 年～33 年
・工場以外の建物	構造により 20 年～66 年
・機械設備	10 年～20 年
・車両	動力の有無により 5 年又は 8 年

※ 特別申請により加速償却が認められている。

(4) 貸倒損失、賞与引当金、棚卸資産、固定資産の評価損失引当金、品質保証金など

税金計算上、引当金は全て認められない。実際に貸倒損失が発生する場合には、相手が破産するなど、裁判所からの書類など確たる証拠がなければ損金算入が難しい。

(5) 所得税を計算する際の損金算入限度額

- 交際費等

日本及び中国のように、交際費など損金算入限度額の計算に決まった算式がないが、損金算入限度額は特にない。しかし、ミャンマーでは領収書を発行しないところも多く（タクシーなど）、経費の支出が会社の規模に照らして、合理かどうかの判断は実際税務局に委ねられる場合が多い⁹。したがって、実務の中では交渉の余地がある。

⁹ 所得税法第 11 条

<p>(a) いかなる者でも事業から得る所得を、事業所得として課税しなければならない。</p> <p>(b) この所得を計算する際、所得を得るためかかる費用、及び規則により規定される減価償却費を控除しなければならない。但し、次の費用を控除することができない。</p> <p>(1) 資本的支出</p> <p>(2) 個人的費用</p> <p>(3) 事業の規模に照らし妥当ではない費用</p> <p>(以下省略)</p>
--



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- 寄付金の損金算入限度額

売上の25%を限度額とする。

- キャピタルロス

キャピタルロスは、損金として認められない。ただし、キャピタルゲインとキャピタルロスは相殺でき、相殺後益がある場合は、キャピタルゲインとしては、居住者については10%、非居住者について40%課税される。相殺後損が発生した場合は、通常の事業所得と相殺できず、かつ、繰越もできない。

(6) 移転価格

原則、独立企業間価格で取引をしなければならないが、税法上は移転価格に関する規定は存在しない。

(7) 所得税の源泉徴収 (Tax Withheld at Source)

税金の徴収を確実にするために、源泉徴収が強化されている。

① ミャンマー国内法人に支払う場合

- ミャンマー国内法人に対して、物品の購入、サービスの対価、ロイヤリティを支払う場合には、支払側に源泉徴収義務がある。源泉徴収税率は、物品の購入及びサービスは支払額の2%、ロイヤリティは支払額の15%である。

- 当該源泉徴収額は、年末の確定申告時に清算することができる。

- 海外法人又は個人が、ミャンマー国内法人に上記の支払いをする際には、源泉徴収をする必要はない。

② DTA 締結以外の海外法人に支払う場合

- 持分譲渡所得 譲渡益に対して40%
- 配当 課税しない
- ロイヤリティ 20%
- 利息 15%



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- サービス 3.5%

※ ただし、当該サービスが国外で行われる場合には課税しない。

③ DTA 締結国に支払う場合

- 持分譲渡所得

租税条約（DTA）締結国については、ミャンマー現地法人に対する持分が35%未満の場合は、持分譲渡所得は、他方の国（ミャンマー以外）で課税され、ミャンマーでは課税されない。

- 利息

シンガポール：金融機関に支払う場合8%、金融機関以外に利息を支払う場合10%
インド、タイ、ベトナム、マレーシア、北朝鮮：10%

- ロイヤリティ

シンガポール：内容によって10%又は15%
インド、ベトナム、マレーシア：10%
タイ：内容によって5%－15%

3、所得税—個人所得税 Individual Income Tax—給与所得

(1) 課税対象及び税率

課税対象：雇用主から得られる給与、賞与、手当を含むすべての所得【¹⁰】

居住者【¹¹】：1%－20% 累進税率適用

非居住者【¹²】：一律35%

(2) 控除

- 居住者は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険控除あり。

基礎控除：年間所得の20%（最高1000万チャット）

¹⁰ 所得税法第9条 給料所得

いかなる者でも、雇用主から得られる又は得るべき次の所得を、給料所得として納税しなければならない。

(a) 給料、賃金、賞与、年金、補助金

(b) 給料及び賃金の代わりに、又はその他加えて得る手当、手数料及び給付金

¹¹ ミャンマー国民及び一課税年度（4月1日－3月31日）内に183日を超えて滞在する外国人

¹² 一課税年度（4月1日－3月31日）滞在期間が183日を超えない外国人



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

配偶者控除：1名のみ 30万チャット

扶養控除：1名につき 20万チャット。

- 非居住者は、控除なし。

(3) 日本の短期出張者規定

なし。たとえば、183日未満で、給与の支給が日本法人の場合でも、ミャンマーでの勤務に基づく収入は、ミャンマー国内源泉として、課税される。

(4) 申告

所得税法上、給与所得以外の個人所得税は年度ごとに申告、給与所得は所得を得るごとに申告、年度終了後に確定申告。

実務上、税務局に相談し、毎月給与の1-2%を源泉徴収し、年度に確定申告する。

4、商業税 Commercial Tax

商業税は、付加税という性格を有するが、商業税は付加価値税なので、他社に支払った商業税は、自社の売上に課税される税額から控除することができる。

(1) 課税対象

5%課税製品	ミャンマー国内で生産される、又は輸入される製品、ミャンマー国内で行われるサービス (408種類)
8% - 100% 課税製品	タバコ、アルコール、ガソリン、車等、【添付資料】付表6をご参照 (18種類)

商業税が課税されるサービス：輸送、エンターテインメント、貿易、ホテル、食品及びドリンクの販売、旅行社、自動車の清掃、修理、内装、生命保険以外の保険、美容健康業、印刷業、仲介業、土地建物関連の設計、内装、修理及び工事、広告、写真撮影及び現像、代理店、弁護士、会計士

(2) 登記及び申告【¹³】

¹³ 商業税法 第11条



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

- 会社設立前の1ヶ月前までに所轄の税務局にて登記手続きが必要
- 実際に事業を開始する前に、税務局に通知しなければならない。
- 月次納付（翌月の10日以内に）。四半期ごと申告（四半期終了後1ヶ月以内）、年度確定申告（課税年度終了後3ヶ月以内）
- 遡及期間：虚偽による場合制限なし。それ以外の場合3年間【¹⁴】。
- 登記義務を怠った場合には、トータル税額の10%の罰金が課される【¹⁵】。
- 脱税等の場合は、本税相当分の罰金【¹⁶】

(3) 商業税の控除

- 商業税の控除は、一定の登記手続きが必要。
- 商業税の控除制限について、商品の販売に関わる商業税からは、仮払商業税を控除

(a) 商品製造企業又はサービス企業を営業する者は、法令により規定する関係町歳入局に登録しなければならない。
(b) 商品製造企業又はサービス企業の営業を開始する者は、法令により規定する関係町歳入局に対して、営業開始に関する通知書を提出しなければならない。

14 商業税法 第17条

(a) 町歳入官は、関係する査定年の最終日から3年以内に、次に掲げる事項のいずれかに関連して年次報告書を提出するよう被査定者に通知することができる。当該通知の後、この法律の規定にしたがい、いつでも査定又は再査定を行うことができる。
(i) 納税義務があるにもかかわらず査定を免れたとき
(ii) 税を過小に査定したとき
但し、詐欺、脱税、売上高又はサービスによる収益に関する隠匿が原因で査定又は再査定が必要な場合には、関係する査定年の最終日の後いつでも、事前に国内歳入局長の許可を得た上で、査定又は再査定を行うことができる。
(b) 第(a)項に基づく実施において、税は、関係年において有効な一覧表に記載された料率においてのみ計算され、請求されなければならない。

15 商業税法 第21条

十分な理由なく次に掲げる事項のいずれかに違反する場合には、町歳入官は、違反者に対して、関係する査定における加算税の10パーセントに相当する罰金を科すことができる。
(a) 登録
(b) 営業開始の通知書の提出
(c) 指定された期限内における納税報告書の提出
(d) 納税報告書に従った納税
(e) 査定に関する調査のための出頭通知の遵守
(f) 納税のために指定又は延長された期間内における納税

16 商業税法 第22条

(a)(i) 何人も、脱税又は売上高若しくはサービスによる収益に関する明細を隠匿し過少納税したことが判明した場合には、定められた期間内において、全ての情報を開示することが許されるものとする。
(ii) 定められた期間内に全ての情報を開示した場合には、支払われるべき税に加えて、免脱したことにより納付すべき税額又は隠匿されたことにより追加納付すべき税額に相当する罰金を支払わなければならない。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

することが可能であり、制限を設けていない。サービスについては、仮払消費税を控除することができない。しかし、税務署にインタビューした結果、現在の規定上は明確な規定がないため、交渉によっては、控除できる場合もある。

(4) 商業税の還付

- 規定上実際に支払った商業税が支払うべき商業税を上回る場合には、還付を受けることができる【17】。
- 低廉販売等の事情により、仮払商業税が仮受商業税を上回る場合には、還付を受けられない。また、控除し切れない仮払商業税は、翌年度には繰り越せない。ただし、当該控除しきれない仮払商業税は、コストとして損金算入可能。
- 輸出の場合 輸出商品に関わる商業税は免税可能。しかし、すでに支払った仮払商業税の還付は認められない。

(5) 商業税の優遇【18】

- 新設の会社について、建設に必要な機械設備及びその他の輸入商業税免除
- 新設会社に対する最高3年間の免税及び減税

5、印紙税

- 収入印紙には司法が発行するものとそうでないものの二種類がある。
- 収入印紙が正式に添付されていない書類は、裁判での証拠書類など民事・刑事訴訟の証拠として認められない。
- 司法印紙：民事訴訟や法廷で使用される司法書類の記録や公示に関して裁判費用を

17 商業税法 第16条

被査定者が、支払われるべき税額よりも多くの税を支払ったことを自ら証明できる場合、又は町査定官がそれを発見した場合には、当該超過額は還付されなければならない。被査定者は、還付通知の受領から1年以内のみ、還付を求める権利を有する。

18 商業税法 第8条

財政・歳入省は、連邦政府の承認を得て、通知することにより、次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) ある商品若しくはサービスの類型又は被査定者について、税の免除又は軽減を行うこと
- (b) 非課税となる売上高又はサービスによる収益の額を決定すること
- (c) 新たに設立された企業について、
 - (i) 新建築に設置するために輸入された機械、設備その他物品について、課税を免除または軽減すること
 - (ii) 生産又はサービスの営業開始¹⁸の日から連続した36ヶ月間の年を限度として、課税を免除又は軽減すること
- (d) 国内で生産され、輸出、販売される商品の部類について、課税を免除又は軽減すること



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

定めている裁判費法令のもと、司法印紙の使用は義務付けられている。

- 非司法印紙：様々な法的文書に課せられ、詳細はミャンマー印紙法令に説明されている。定額と定率があり、前者は最高 1,500 チャット、後者は 7.5%